

議事日程(第3号)

平成25年6月21日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第29号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第30号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第31号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第32号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第34号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更について
- 日程第 7 議案第35号 須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 8 議案第36号 須恵町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 9 議案第37号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第38号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 陳 情 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」
提出を求める陳情書
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第29号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第30号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第31号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第32号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第34号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更について
- 日程第 7 議案第35号 須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 8 議案第36号 須恵町子ども・子育て会議条例の制定について

日程第 9 議案第 37 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 10 議案第 38 号 平成 25 年度須恵町一般会計補正予算(第 1 号)

日程第 11 陳 情 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」
提出を求める陳情書

日程第 12 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(14名)

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
10 番 三 上 政 義	11 番 柴 田 真 人
12 番 長 澤 誠 司	13 番 藤 石 豊
14 番 原 野 敏 彦	15 番 三 角 良 人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 合 屋 栄 一 係 長 百 田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事(地域振興課)・・印 藤 勝 人
理 事(図書館長)・・今 泉 智 明	理 事(公民館長)・・安 川 敏 幸
総務課長・・・・・・・・今 泉 俊 裕	まちづくり課長・・吉 松 良 徳
住民課長・・・・・・・・合 屋 勝 秀	税務課長・・・・・・・・櫻 木 幹 夫
健康福祉課長・・・・・畑 江 達 也	都市整備課長・・・・・安河内 久 人
上下水道課長・・・・・石 井 浩 二	子ども教育課長・・・・・稲 永 修 司
社会教育課長・・・・・川 津 政 文	出納課長・・・・・・・・大 塚 信 夫
総務課参事・・・・・満 行 誠	監査委員・・・・・・・・百 田 清 二

午前10時00分開議

議長（三角 良人） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1．議案第29号

議長（三角 良人） 日程第1、議案第29号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。合屋委員長。

予算審査特別委員長（合屋 伸好） おはようございます。

議案第29号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について予算特別委員会の報告でございます。

別紙、平成24年度補正予算書1ページでございます。

平成24年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,719万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億3,504万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

第2条、繰越明許費の変更は、第2表、繰越明許費補正による。

5ページでございます。第2表です。

4款衛生費3項上水道費、事業名、福岡地区水道企業団出資金、変更前483万6,000円、変更後490万6,000円、7万円の増額でございます。3月に補正済みでしたが、その後の国の補正に伴う企業団の補正に伴います。

事項別明細にて主なものを抜粋いたします。6ページでございます。

歳入の1款町税では、1項から4項まで決算見込み及び実績による増額補正となっております。ここでコンビニ収納率の質疑に対しまして16%だったとの答えがっております。

8ページをお願いします。2款から9款までは、交付決定額による補正となっております。

なお、10ページ、9款地方交付税は普通交付税、特別交付税合わせて22億4,031万4,000円となり、公債比率27.54%となります。

12款使用料及び手数料は実績によるもの、13、14款の国県支出金は確定によるものでございます。

14ページでございます。19款繰入金では、財政調整基金と減債基金の繰り入れを減額し、

最終的に両者の取り崩しはなしとなります。

16ページ、歳出にまいります。2款1項総務管理費は、LEDの交換費の一部がエアコン工事に含まれたための減と、基金積み立ての増となっています。ここでLEDに関しての質疑があり、使用頻度の少ない箇所を除きほぼ交換済みで、費用は996万円との答えがっております。

3款1項社会福祉費は、計1億1,625万1,000円の減額補正であります。主なものは国保特会への法定外繰り出しのマイナス1億円です。この程度の過剰な予算が必要だということでございます。

18ページをお願いします。3款民生費は、決算見込みとなっております。

4款1項1目住民健康対策費の減額では、各種予防接種が見込みより伸びていないのが理由なので、より周知をしてはとの意見がでております。

6款農林水産費は、不用額と入札執行残による減。

8款5項1目公共下水道費は、下水道特会の決算見込み等による減額補正で、議案31号分でございます。

以上、討論、採決の結果、委員会は全員賛成で可決いたしました。以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第29号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2・議案第30号

議長（三角 良人） 日程第2、議案第30号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第30号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊、24年度補正予算書22ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,071万7,000円を減額し、総額をそれぞれ31億3,693万9,000円とします。

23ページ、歳入の主なものは、医療費に対する国庫補助金や県補助金などが確定いたしておりますので、決算見込みにより増額補正がなされております。

24ページ、歳出につきましては、主に医療費の補正でありまして、決算見込みにより不用額が減額されております。

なお、歳入及び歳出の決算見込みによりまして、29ページ、歳入の8款の3節一般会計繰入金1億円の減額補正ですが、2月の決算見込みにより赤字が想定され、2億8,488万9,000円の補正がされたわけですが、国県等の補助金が増額になったこと、歳出の医療費の確定により、実質赤字補填額は1億8,488万9,000円となり、その額を一般会計から繰り入れ、収支の調整が行われております。

文教厚生委員会、全員賛成で承認としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第30号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3．議案第31号

議長（三角 良人） 日程第3、議案第31号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第31号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。総務建設産業委員会の報告です。

別紙、平成24年度補正予算書39ページとなっております。

平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,870万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

44ページをお願いいたします。歳出からでございますが、1款1項1目一般管理費は、決算

見込みによる260万円の減額、2款1項1目公共下水道事業費は、決算見込みによる1,040万円の減額、同じく2目下水道維持管理費は、決算見込みと委託料の執行残による100万円の減額でございます。合計マイナス1,400万円の同額を、戻っていただきまして、42ページ、歳出の5款1項1目一般会計繰入金の減額としております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で承認としています。以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第31号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第31号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4・議案第32号

議長（三角 良人） 日程第4、議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書は4ページから18ページとなっておりますが、別紙の要約を配付いただいておりますので、そちらをお願いいたします。

ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直しといった、カラー刷りの資料でございます。よろしいでしょうか。新旧対照表の条項につきましては、当初本会議において担当課長より詳細な説明がっておりますので、これは省略させていただきたいというふうに思います。

それでは、大きく6点になっております。まずは、1ページ、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直しでございますが、これは平成25年から平成49年までの25年間復興特別所得税2.1%が課税されることに伴うもので、下記のグラフの下段のBの部分がそれに当たりますが、ごらんのとおり総額に変更はないということになっております。

次のページをお願いいたします。固定資産税の納税義務者等では、独立行政法人森林総合研究所の非課税廃止に伴うものでございます。続きまして、延滞金等の見直しでは、国税の見直しに合わせた割合となっております。本則はそのまま、特例の見直しになっております。

最後の3ページでございますが、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除では、消費税引き上げに伴う影響を平準化する特例的な措置として、控除限度額が下記のとおりとなっております。なお、これが消費税率の変動にまたがる場合は契約書の記載によるということになっております。

次に、固定資産税等の特別措置であります。各町独自の税率であるわがまち特例で、備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を創設するということとなります。

最後に、東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例は、住居を失った者の相続人がその土地を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例の対象になるというものでございます。

以上、これらに従い、町税条例を新旧対照表のとおり改正するものでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決をいたしました。以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5・議案第33号

議長（三角 良人） 日程第5、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書19ページをお開きください。

地方税法等の一部改正に伴い、須恵町国民健康保険税条例において改正の必要が生じたので、今回専決により改正されています。

22ページ、新旧対照表をお願いします。改正点は、国民健康保険の被保険者であった方が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置が講じられたことによる改正です。

第6条の2では、医療分に対する世帯別平等割額について、第1号では、「特定世帯の規定」を「特定世帯と3年間延長する特定継続世帯の規定」に改め、第3項第8条の2及び第25条において、同じと改められ、第3号に特定継続世帯の世帯別平等割額を1万7,250円が追加されています。

23ページ、第8条の2、後期高齢者の支援分に対する世帯別平等割額は、第1号の「特定世帯以外」を「特定世帯及び特定継続世帯以外」に改め、第3号に特定継続世帯6,000円が追加されています。

第25条は、国民健康保険税の減額、第1号から第3号までは世帯主を含む被保険者の前年中の総所得金額が、一定基準以下の場合の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する軽減割合及び後期高齢者支援分に対する世帯別平等割額が改められています。

第1号については軽減割合が7割、第2号は5割、第3号は2割で、それぞれ医療分と後期高齢者支援について、「特定世帯以外の規定」を「特定世帯及び特定継続世帯以外」に改め、特定継続世帯の規定が追加されています。

27ページ、附則の16項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例は、法律が引用されているので、今回改正されています。

21ページ、附則第1条、この条例は平成25年4月1日から施行する、ただし附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

第2条、次項に定めるものを除き、改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

新条例附則第16条の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用する。
文教厚生委員会、全員賛成で承認しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第33号須恵町国民健康税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第6 . 議案第34号

議長（三角 良人） 日程第 6、議案第 3 4 号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第 3 4 号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の変更について総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書は 2 8 ページでございます。

組合議会の議員の定数及び経費の負担割合を変更することに伴うものとなっております。

3 0 ページをお願いいたします。新旧対照表であります。第 5 条で、組合議員は関係市町村からそれぞれ 1 人となり、1 1 人が 7 人となります。また、第 1 1 条では、不足分の負担割合を均等にするというものでございます。負担率が議員数に比例しているため、1 1 分の 1 ないし 2 がそれぞれ 7 分の 1 となります。ちなみに、ここ過去 3 年での不足額が年間約 1, 8 7 0 万円だということでございますので、当町の負担金額は、「1 1 分の 1 の 1 7 0 万円」が「7 分の 1 の約 2 6 7 万円」と、1 0 0 万円弱の負担増になるということでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第 3 4 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 3 4 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 3 4 号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 . 議案第 3 5 号

議長（三角 良人） 日程第 7、議案第 3 5 号須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 3 5 号須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書 3 1 ページをお開きください。提案理由としては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 7 条において、準用する同法 2 6 条の規定に基づき、須恵町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する必要が

あるので提案するものです。

32ページ、この件については、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に制定されたことに伴い、緊急時に国及び県と連携して迅速かつ的確に対処できるように、町の対策本部設置に関する条例を整備するものです。

内容としては、条例で本部長、副本部長、本部委員を任命し、本部において情報交換及び連絡調整を行うための会議を設置するなどの必要事項を定めているものです。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第35号須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8・議案第36号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第36号須恵町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第36号須恵町子ども・子育て会議条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書34ページをお開きください。提案理由は、子ども・子育て支援法第77条1項の規定に基づき、須恵町子ども・子育て会議を設置し、同会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、須恵町子ども・子育て会議条例を制定する必要があるので提案するものです。

35ページ、第1条で、子ども・子育て支援法第77条1項で市町村においても設置努力義務が定められており、この会議の役割として、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、町及び県の計画策定変更の際の意見聴取に応じる。また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について、児童福祉と児童教育双方の観点を持った方々や子育て当事者の参画を得て、調査や審議をすることとなっております。

内容としては、15人以内の委員で組織し、委員の任期は2年、会長及び副会長各一人を置き、会議は会長が招集、関係者の出席を求めることができる。また、庶務は子ども・子育て支援担当課で行うなどの内容となっております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第36号須恵町子ども・子育て会議条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9・議案第37号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第37号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第37号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について総務建設産業委員会の報告でございます。議案書は37ページでございます。住所、糟屋郡須恵町大字旅石142番地、氏名、渡邊親善、生年月日、昭和21年7月26日、66歳、任期は、平成25年8月1日から平成28年7月31日までの3年間、経歴は次ページのとおりとなっております。

地方税法第423条第3項の規定に基づき、任期満了に伴い、再任の同意を求めます。委員数は3名となっております。質疑はございませんでした。

採決の結果、委員会全員賛成で同意でございます。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で同意しております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は同意です。よって、議案第37号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第37号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、各委員長報告のとおり同意することに決定しました。

日程第10．議案第38号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第38号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。合屋委員長。

予算審査特別委員長（合屋 伸好） 議案第38号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の報告でございます。

別紙、平成25年度歳入歳出補正予算書の1ページでございます。

平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,869万4,000円を追加し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ78億4,869万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

主な補正を抜粋し説明いたします。4ページでございます。

歳入です。13款1項1目民生費国庫負担金の増は、3歳未満児児童手当15分の7の助成の未計上分でございます。

14款県支出金では、自殺対策、畜産農家補助、荒廃林再生事業及び教育費補助でございますが、この教育費補助は、第二小学校と東中学校の小中連携事業が3年間の研究指定を受けたことによります。

17款1項1目基金繰入金の減額は、13款国庫出金の増額補正等に伴う取り崩しの減となっております。

続きまして6ページ、歳出でございます。

2款1項6目財産管理費は、れいんぼー幼稚園の火災保険料、3目電算管理費は、内容の性質上、13節委託料の一部を14節使用料及び賃借料に振り替えています。

3款1項1目社会福祉総務費では、DV・自殺対策の電話相談員賃金が計上されています。当

初で計上しなかった理由についての質疑に、県の確定のおくれとの答えでございます。同じく2項児童福祉費では、かやの保育所の解体工事及び駐車場の復旧工事費が増額補正となっておりますが、かなり高いのではないかとこの質疑に対し、設計単価なのでこうなるが、実行金額は要望に沿うよう努力するとの答えでございます。また、第一学童保育所建築工事においても同様でございます。

8ページです。4款、6款は県補助分でございます。8款2項2目一般道路新設改良費では、地権者等の要望により、県道志免・須恵線の記念碑にかかる費用が計上されております。

10ページ、10款教育費では、1項2目事務局費で、小中学校の教員増によるパソコン購入費が主でございます。2項、3項では、寄附金による図書購入費がそれぞれ追加計上されております。

12ページでございます。4項2目南幼稚園費では、エアコン購入費が補正されております。これにより、園児は、一堂によいコンディションの中での昼食がとれるということになります。

13款予備費は、収支の調整となっております。

以上、委員会全員で可決をしています。以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第38号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11．陳情

議長（三角 良人） 日程第11、「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

陳情者は、福岡県保育団体連合会代表の成富正敏さん。陳情理由は、2012年8月子ども・子育て関連3法が成立し、2015年4月1日から新制度施行に向け、子ども・子育て会議が設置され、詳細決定されることとなります。

これまでの保育制度は、国と自治体の公的責任のもとで、子供の保育のための最低必要施設の基準の遵守とそのために必要な施設運営に対する財政保障を柱にしておりましたが、新制度は利用者、保護者個人への子育て支援補助を柱とする仕組みになり、市町村責任下の保育所以外にさまざまに基準が異なる直接契約方式の施設等ができます。

全ての子供の健やかな育ちのために、保護者が安心して子育てすることを個別自治体の独自政策はもとより、国が政策的に果たすべき役割や自治体への財政的な支援が特に求められており、今後の子ども・子育て会議等の中で、子供の権利保障を最重要課題においた重要な検討と国の財政措置が図られますよう、国に対し、意見書提出の採択をしていただきますよう陳情いたします、という内容です。

委員会では、子供の日常生活に最低限必要な基準が緩和されることがないように、子供が保育を受ける環境、基準、条件に格差がないよう、また国からの自治体への財政的支援制度についても、子ども・子育て会議で決定されるようとの内容が望ましいとの意見で、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、本陳情について採決に入ります。本陳情に対する委員長の報告は採択です。よって、本陳情は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書は、採択することに決定しました。

日程第12．委員会の閉会中の継続調査について

議長（三角 良人） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、広域行政調査特別委員会より3町合同会議について、文教厚生委員会より社会福祉協議会理事及び町内小中学校管理職との意見交換について、総務建設産業委員会より町税の課税・徴収事務状況調査について、以上、各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13．議員の派遣について

議長（三角 良人） 日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は終了しましたが、ここで糟屋地区議長協議会10年表彰の伝達式を行いますので、よろしくお願いたします。

原野敏彦議員、三上政義議員、今村桂子議員、合屋伸好議員、前にお願いします。

表彰状、須恵町原野敏彦殿、貴殿は長期にわたり議会議員として、地方自治の振興発展に寄与せられ、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。平成25年5月1日、糟屋地区議長協議会会長 大林弘明 代読。（拍手）

表彰状、須恵町三上政義殿、以下同文です。（拍手）

表彰状、須恵町今村桂子殿、以下同文です。（拍手）

表彰状、須恵町合屋伸好殿、以下同文です。（拍手）

町長（中嶋 裕史） 表彰状、須恵町三角良人殿、貴殿は長期にわたり議会議員として、地方自治の振興発展に寄与せられ、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。平成25年5月1日、糟屋地区議長協議会会長 大林弘明代読。（拍手）

議長（三角 良人） 以上で、6月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合をお願いします。

会議を閉じます。平成25年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時53分閉会
